

令和 7 年 度

阿南市公共下水道事業会計予算書

阿 南 市

第39号議案

令和7年度阿南市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度阿南市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	110.2	ヘクタール
(2) 年間総処理水量	354,780	立方メートル
(3) 一日平均処理水量	972	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	雨水及び汚水建設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益		576,699	千円
第1項	営業収益		229,784	千円
第2項	営業外収益		346,913	千円
第3項	特別利益		2	千円
		支	出	
第2款	下水道事業費用		576,699	千円
第1項	営業費用		500,868	千円
第2項	営業外費用		72,723	千円
第3項	特別損失		2,608	千円
第4項	予備費		500	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額121,273千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,180千円、当年度分損益勘定留保資金117,093千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第3款	資本的収入	232,818	千円
第1項	企業債	30,700	千円
第3項	補助金	182,067	千円
第4項	分担金及び負担金	51	千円
第8項	基金繰入金	20,000	千円
		支	出
第4款	資本的支出	354,091	千円
第1項	建設改良費	64,255	千円
第2項	固定資産購入費	490	千円
第3項	企業債償還金	288,846	千円
第9項	予備費	500	千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,534千円及び13,754千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	30,700千円	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入額の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款下水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失に係る予算額に過不足額を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 63,499千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、304,124千円である。

令和7年2月28日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘